

## 本能寺の変直後までの吉田兼和の生き方と交友関係

——特に明智光秀、細川藤孝とのつながりを軸に——

田 端 泰 子

### はじめに

吉田神道を確立した吉田家の、戦国期から織豊政権期の当主は吉田兼和(後の兼見)である。彼の日記『兼見卿記』<sup>(1)</sup>は、公家の一員から見た当代の政治情勢について、感想を交えつつ詳しく記している点で、特色ある日記である。また吉田兼和は、神道家の当主として「唯一神道」の道統を継承発展させると共に、平安期からの「学問の家」の伝統をよく守り、それとともに当代に流行した茶の湯や連歌、絵画、踊りにまで及ぶ広い趣味をもち、またその趣味を自らの生き方に活用した人である。

兼和の立場の特徴は、同時代を生きた明智光秀や細川藤孝(幽齋)とは特に親しく、交友関係を暖めた時期が信長・秀吉政権期にあたっており、朝廷もまた、彼らの援助を期待する立場にあったという点に

あった。もう一つは兼和の趣味が茶の湯・連歌にあったことで、光秀や藤孝、里村紹巴などとの親しい交わりが、世情の把握を正確にさせた点にある。

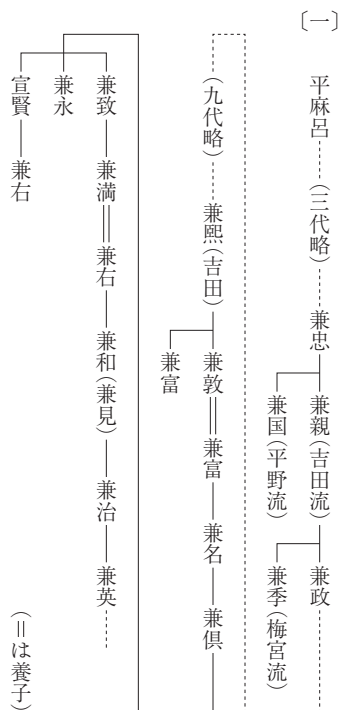
そこで『兼見卿記』のうち、冒頭の元龜元年から本能寺の変直後の天正十年六月十四日までの記事を中心に、織田信長、明智光秀、羽柴秀吉や天皇家、公家などの動向をつかみ、また家業と趣味を道具に、吉田兼和が明智光秀、細川藤孝とともにどのように生きていったのかを考察することにする。なお以後の交友関係については、紙幅の関係で次稿で述べることにする。

### 一 吉田家の当主兼和の親族

吉田家はもと神祇官として、大中臣氏と共に神祇官の次官を務めていたが、平安中期に吉田家と平野家に分かれ、卜部<sup>うらべ</sup>氏の氏長者も二家

(1)

が交替で勤めたという。次に吉田家当主の略系図及び当該期の兼和の家族の略系図を掲げる。



右の略系図のうち、兼熙は室町初期の人で、宿禰から朝臣に上り、位も従三位から正三位に昇進して堂上公家となった、吉田家の中興の祖である。また兼熙の邸宅があった北小路室町に足利義満の花御所が建てられたため、敷地を譲り、吉田神社の祠官でもあったので、姓を吉田と改めている。吉田家は右に見えるように、十世紀以来「兼」を通字してきたが、十八世紀の後半の光格天皇の踐祚を機に、「良」を通字とすることに變更している。近世の家格は半家、家禄は七百六十石である。

吉田兼右の実父は清原宣賢であり、その宣賢は吉田兼俱の子である。このように吉田家と清原家は室町・戦国期、最も親しい親族であったのである<sup>(2)</sup>。その証拠に、兼右の養父兼満は大永五年に突然出奔したため、十歳の兼右が吉田家を継承することになり、宣賢が後見役となっている。兼右は、祖父兼俱以来の「唯一神道」説を全国に広め、神社と神職に対し「宗源宣旨」「神道裁許状」を発行し、また地方の氏子との交流をはかるが、このことが、吉田神道の基盤を強固なものにした。また大内氏や朝倉氏などの戦国大名に招かれて、神道を説いたことにより、その後の統一政権との密接な関係構築に寄与することになった<sup>(3)</sup>。

兼和は兼右の子として天文四年(一五三五)に生まれる。元龜元年(一五七〇)三十六歳のとき、父兼右より家督を譲られ、父の代から勢力を拡大していた吉田家の「唯一神道」の教線を、全国に広めることに務めている。天正十四年(一五八六)、この年即位した後陽成天皇の諱「和仁」を避け、兼見に改名し、十八年四月には、請願していた神殿の再興が叶い、齋場「太元宮」の裏に神殿二字を造立したので、後陽成天皇から造宮料二十石が下賜されている。こうして神祇官代の地位を確実なものとし、文禄元年(一五九二)子息兼治に家督を譲り、官職からは遠ざかるが、後陽成天皇に『日本書紀』や『中臣祓』を講義する。そして、豊臣秀吉が亡くなると、秀吉を神として祀る豊国社の創建に、実弟梵舜らと協力するのである。兼和が亡くなるのは慶長十五年(一六一〇)である。

兼和の弟梵舜は天文二十二年(一五五三)生まれであるから、兼和と

は十八歳年下の弟であった。梵舜も実父兼右から神道を学び、のち出家して、兄と共に豊国社の創建に関わり、その神宮寺別当となっている。秀吉の死の年、梵舜は四十六歳である。梵舜は徳川家康に何度も神道を講義し、家康の遺言によって、家康を死後神として祀る作法を一任され、久能山に吉田神道によって祀ったが、天海が異議を唱えたため、天海の信奉する山王一実神道(天台宗の教理と山王権現を付会した教説)に改められるという時代の荒波を体験し、寛永九年(一六三二)に亡くなっている。

兼和の子息兼治は永祿八年(一五六五)に生まれている。母は佐竹出羽守の女(娘)で、兼和三十一歳の年の子である。天正十一年(一五八三)三月二十八日、十九歳の兼治は、細川藤孝の娘「伊彌」(伊也とも)と婚姻を挙げる。伊彌はこのとき十六歳である。このことから伊彌は永祿十一年(一五六八)生まれであることがわかる。そして二人の間に天正十二年三月に生まれた女子が「御満」(おみつ)である。この名は兼和が付けている。<sup>(4)</sup>

伊彌にはこの婚姻以前に前史があった。永祿十一年生まれの伊彌は天正九年(一五八二)丹後の一色義定(義有)に嫁していた。織田信長から丹後を拝領した細川藤孝、忠興父子の、従来よりこの地に守護大名として勢力を築いてきた名家一色氏対策としての婚姻である。しかし天正十年六月の本能寺の変によって、旧領回復をねらう一色氏は光秀に味方する動きを見せたので、天正十年九月、一色義定(義有)は宮津城で細川忠興によって謀殺されてしまう。こうして四職家のうちの一色氏は亡び、伊彌はのち、兄忠興と対面したとき、脇差を抜いて兄に

斬りかかったといわれる。伊彌は義定との間に「五郎」という男子を生んでいた。この男子は成長後愛宕神社の福寿院の住侶となり、「幸能法印」と呼ばれたが、二十五歳で没したという。<sup>(5)</sup>

伊彌の再婚は天正十一年三月であるから、十四歳のとき、一色氏と婚姻、しかし翌年夫を兄に討たれ、その六ヵ月後に吉田兼治と再婚したことになる。それ以前にひっそりと一色五郎を生んだのであろう。再婚はもっぱら実父藤孝が力を尽くして成婚にこぎつけたものである。こうして伊彌は苦い思い出しに残らなかつた丹後から京郊吉田の地に移り、以後幸せな暮らしを取り戻すのである。

織豊政権期の政情の激変が女性に過酷な運命を背負させた点で、伊彌もまた細川ガラシャなどと同じ立場に置かれた女性であった。

## 二 元龜—天正初年の兼和と光秀・藤孝

吉田兼和(兼見)の日記『兼見卿記』は元龜元年(一五七〇)八月から書き始められている。元龜元年、兼和は三十六歳、父兼右は五十五歳、子息満千代(兼治)は六歳である。吉田家は神祇官の家柄なので、公家の一員として内裏に仕える仕事の基本であることはいうまでもない。この基本的な家職の内実については先行研究(岡田荘司「吉田卜部氏の発展」(『神道史論叢』所収)などに譲り、本稿の目的通り、当時の政治情勢に沿いつつ、京都やその周辺で大きな力を持ち始めた織田信長、その家臣明智光秀、細川藤孝と、信長に対抗していた足利義昭にしぼって、吉田家がどのような関係を取り結んでいこうとしていたのか

を検討する。

元亀元年から四年(天正元年)までの四年間に武士として『兼見卿記』に最もよく登場するのは明智光秀である。元亀元年の十一月十三日、光秀が兼和宅を訪れ「石風呂」を所望したので焼いたとあるのが初見である。この日兼和の父兼右が、光秀と共に信長のいた勝軍城に赴いている。その後兼右は二十一日にも信長の勝軍城を訪れるが、宿泊は光秀の陣所に宿している。その後、光秀の所望で石風呂を焼いたり、元亀二年には兼右が光秀を礼問するため志賀郡に赴き、「今夜御滞留也」とあるように、光秀の陣所に泊まるなど、兼右、兼和父子共に、光秀と特に親しかつた様子がうかがえる。光秀の依頼で、元亀二年二月に人足二十五人を兼和が出しているのも、両家の親密さを表している。同年十一月に毛利輝元が厳島社正遷宮のため、兼右の下向を請うたときには、細川藤孝、三淵藤英、光秀らは兼右の老軀を案じてこぞって反対している。しかし五十六歳の兼右は押して出発したので、三十七歳の兼和は東寺辺まで見送っている。

元亀三年(一五七二)になると吉田兼和と明智光秀の親密さは強固なものになる。その理由は、前著<sup>6)</sup>で述べたように、元亀二年九月に比叡山が信長によって討伐され、近江国滋賀郡が光秀に下されて、光秀は坂本を本拠地に定めたからである。光秀はここに坂本城を築城しようとして、元亀三年閏正月から「普請」を始めた。兼和は、正月十九日に光秀からの年頭賀使が来たので、二十日に銭百疋を持参して坂本に礼問したばかりにも関わらず、閏正月六日に再び坂本城の普請見舞に赴いている。その後も二月二十五日に見舞っており、それ以来信長上

洛時には、光秀から先に「内報」がくるようになり、吉田家など公家衆の、信長入京以前の路地での「御迎」行事が始まることになる。吉田家は光秀と親しかつたため、真つ先にこの「内報」を受け取り、信長政権に近づくことができたのである。

元亀三年三月三日に、信長が十四、五日頃上洛する、「御宿」は本能寺に申し付けたとの「内報」を得た兼和は、十二日巳の刻(午前十時ごろ)、七百の軍勢を連れて上洛し、妙覚寺に陣所を決めた信長の「迎え」に出ることができ、「明十(光秀)奏者也、別而仕合也、満足了」と喜んでいる。

兼和にとつて光秀は信長の動静を事前に教えてくれる親しい武将であつたばかりでなく、信長への「対顔」を取り次いでくれる人つまり「奏者」でもあつたので、四月一日に安芸から帰洛した父兼右が老体を押して入洛中の信長に対面し、金子一枚を直接もらったときも、「光秀」の取りなしであることを日記に記している。こうして信長の好意を確認したため、吉田家は三月に足利義昭を通じて命じられた信長居館の普請への公家衆の動員を受けることとしたようで、四月九日、兼和は人足八十余人を連れて居館の築地普請に赴いている。

この信長居館は徳大寺氏の屋敷を取り上げて造られたもので、公家衆には義昭の命で普請役が賦課され、吉田家にも課されたものである。その普請の「築地奉行」には幕臣三淵藤英と細川藤孝が任命されたので、かねてより知己の間柄であつた細川藤孝・忠興、興元ら細川家との関係もより深まることとなる。

そして、京の医師徳雲軒(施薬院全宗)と共に信長を訪れたり、光秀

が全宗邸に泊まったことなどから、全宗ともより親しくなり、父兼右の診察を全宗に頼み、薬ももらうという関係ができるのである。兼和の父兼右は、その他に半井炉庵(光成)や吉田宗桂の弟子で曲直瀬正盛の門弟である留庵の診脈を受けるが、元龜四年正月に薨じている。

兼和は右のように、細川藤孝一家やその重臣松井康之とは親しい間柄であった。それは、藤孝が幕臣であったこととともに、兼右を中心とする京の文化人集団の一員であり、能楽の観世国広(元龜二年)、連歌師里村紹巴(元龜三年)を初めとして、茶の湯や古典研究を通じて彼らとの交流があつたためである。

日記の最初から光秀が登場し、それ以後頻繁に現れることから、兼和にとって光秀は、特に親しい関係にある武将であつたことがわかる。それは光秀が坂本を本拠地とし、また前著で述べたように、京の足利義昭の監視役と共に、京の税収をも管理する立場の信長の重臣であつたためである。それゆえ兼和は、懇意の高野連養坊が知行する山門領のことにつき、藤孝や紹巴と共に光秀に「口入」し、信長への取りなしを働きかけている。

藤孝は元龜四年(天正元)七月、信長から「桂川西地」を「一職進退」として与えられる<sup>(7)</sup>。それ以前から青龍寺(勝龍寺)を領有しており、ここを領地としていた藤孝は、彼もよく坂本を訪れている。信長が藤孝に洛西長岡の地を与えたのは、京の東から光秀が、西から藤孝が協力して足利義昭を監視する体制をつくりたかつたためであろう。藤孝への「一職進退」としての譲与の直後、もと幕臣であつた藤孝を確実に家臣化したことに勢いを得て、信長は足利義昭を横嶋に破り、義昭

追放、足利幕府の終焉という事態を完成した。そして藤孝は、以前から京の文化人とも深く交流があつたため、この時期にもよく京に上つていた。こうした元龜末天正初年の光秀と藤孝の関係は、前著で述べたように、光秀が藤孝の上司であるという関係であつた。それは兼和が藤孝に対して光秀への口入を頼んだ点に明らかである。

光秀は信長の重臣として、坂本と京都の行政に関与し、足利義昭を監視する傍ら、坂本城建設に明け暮れていた。吉田家とも親交を暖めつつあつたから、光秀の美濃の親族が、山王社の敷地に「新城」を築いたためか「不快」に悩んだとして、吉田家に「折念」を請うてきたのに対し、それを受けているのは、尤もなことである。この新城は坂本城のことであろう。そしてこの折念が奏効したのか、元龜三年十二月に兼和が「見廻」に坂本に下向したところ、「城中天主(天守)作事以下悉被見也、驚目了」と述べるように、天守閣を初めとする部分は見事にできあがりつつあつたのである。

元龜四年(天正元年)、光秀は京都岩倉の山本対馬守らが背いたため、「調略」をもつて彼らを討伐することに勢力を費やしたが、その合間に兼和が坂本を礼問したとき、「天主之下」の「小座敷」に通して、里村紹巴と共に兼和と連歌をして楽しんで<sup>(11)</sup>いる。このように光秀は、近江国の南半分の領有と共に京の治安にも携わるといふ、信長の重臣として極めて重い立場にあつたのである。

足利義昭と信長の関係が悪化した元龜四年三月以後、兼和は公家の一員であり、將軍家にも室町期以来援助を受けてきた祠堂であるので、信長と禁裏と足利義昭の間に立つこともあつた。しかし、最終的に横

嶋へ移った義昭も、七月、佐久間、荒木、明智、丹羽、柴田、細川らの率いる信長の大军に攻められ、降伏し、義昭は「牢人(浪人)」となったので、兼和が義昭方との仲介役を務めることもなくなった。

天正二年の日記はないが、この年は光秀にとって極めて重要な年である。正月、信長は岐阜城で光秀に対して「汝を西国征将とする、先ず丹波を征伐すべし、藤孝も共に赴くべし」と述べ、また光秀四男を筒井順慶の養子にし、光秀の娘を織田信澄に嫁させよと命じ、さらに光秀と藤孝が「縁家」となることを厳命する。明智家と細川家の子供たちの婚姻が、主君信長から命じられたのである。<sup>(13)</sup>この主君の命令はのち、光秀の丹波、丹後征伐として具体化され、忠興と玉子の婚姻として実現する。

次に天正三、四、五年の記事を検討する。天正三年以後光秀は信長の先鋒として河内に、丹波に、再び河内に出陣し、天正五年には再び丹波に向かうという忙しい日々を過ごす。<sup>(14)</sup>信長の構想に基づく丹波攻略と河内の一向一揆討伐が光秀の役割となったからである。その間光秀は坂本城で体を休め、上洛しては徳雲軒に泊まり、連歌を張行したりしている(天正五年)。しかし連戦の激務のためであろう、天正四年五月、摂津の陣中で「以外依所勞」帰陣つまり京へ帰ってきて、曲直瀬正盛の治療を受けていることがわかる。<sup>(15)</sup>病はその後も継続したのか、七月半ばに兼和は坂本に光秀の病を見舞っている。光秀の妻(熙子であろう)から彼の病に対する祈念の依頼があり、信長からも光秀への見舞の使いが下されている。この年十月には、兼和は熙子の病に対する祈念も依頼され、これも験があつたのか「先日祈念祝着」とのお礼と

共に、銀子一枚の折紙が兼和の元にもたらされた。<sup>(16)</sup>

吉田兼和と光秀・藤孝との親交が濃密になるのもこの天正四年からである。十月十六日、安土から上洛した藤孝は兼和の弟神龍院梵舜のもとに宿をとつた。二十七日には回復した光秀も上洛してきたので、兼和は早速光秀に会いに行き、一緒に青龍寺(勝龍寺)に向かい、藤孝、忠興、興元に土産の品を渡し、さらに、藤孝が兼和に対して問うた「古今伝授」中の「日本紀」神代巻中の「不審」について、兼和が答えている。機会があるごとに兼和が坂本に光秀を訪れているのは、信長の動静をあらかじめ兼和に教えてくれることと、光秀が村井貞勝に先んじて京中支配を信長から任されていたためである。それに加えて従来から幕臣として親しかった細川藤孝とは、「古今伝授」に見られるように吉田家が所蔵する多くの書物と吉田家の学識の高さで、肝胆相照らす関係にあつたからであろう。忠興と玉子の婚姻はこの二年後である。明智家と細川家は吉田家を介して、世俗の利害関係においても、文化の面でも、祈念を依頼される関係においても、天正四年ごろからしつかり結びついていたことがわかる。

天正六、七年の二年間の吉田家の武士との交友関係の特徴は、第一に光秀との交友関係が最も強いこと、第二に光秀に次いで親しいのは、細川藤孝であつたこと、第三には、村井貞勝との親交が増えはじめたことである。

光秀は信長の命令通り、丹波・丹後攻略その他に渾身の努力を傾けていて暇がなかったからであろう、天正六年の記事は、九月七日に兼和が坂本を訪れ、光秀の所望に従って、兼和が所持している茶碗を十

一日に贈った記事のみである。その一カ月前の八月十一日、信長は光秀宛の書状で、細川忠興と明智玉子の婚姻命令を出し、青龍寺(勝龍寺)城での婚姻が八月中に実現したばかりである。<sup>(17)</sup> 兼和の茶碗の贈与は、光秀の娘玉子の婚姻に対するお祝いの意味で成されたものである。この年藤孝は、三月一日に続き、婚姻後の九月十二日にも兼和を訪れ、十月八日には、青龍寺城(勝龍寺城)で囲碁を催すことを理由に兼和を招いたので、兼和は十日に「兼約により」青龍寺城を訪れ、囲碁と乱舞を楽しんでいる。こうした光秀・藤孝の兼和との密な交友の在り方は、玉子の婚姻を機に明智、細川両家が堅く結びついたことと関係があらう。

天正七年正月十七日、兼和は光秀を坂本城に訪問し、夕食を馳走になつたのに対し「丁寧也」と感激し、その後も雨降りのため「対座」が続いたので、うどんと肴で再度もてなされたため「重畳之義也」と喜んでゐる。二月二十三日に光秀が京都にやってきたので、兼和は早速光秀を訪れる。それは、この前日、兼和の小姓「与次」が「逐電」したという事件があつたためである。与次は光秀領内の雄琴の者であつたので、兼和は契約書を持参の上光秀に訴える。すると光秀は「在所に命じて搜索させる」と約束し、家臣「磯谷新介」が兼和の家一人を伴つて雄琴へ出発している。

二十一日と二十六日は兼和は信長の東山での狩の御供をするのに忙しく、子息兼治共々信長への茶菓を二日にわたつて準備し、また列卒衆に「焼餅三百」を配つてまわつた。こうした信長へのご奉公は、この年代にはほぼ慣例化しはじめてゐる。入洛した信長への出迎え、挨拶

に忙しいため、光秀の居城のある坂本へは、二十八日に訪れた。光秀は丹波亀山へ出陣するところであつたので、門外での面会となつた。そこで、逐電した小姓に関する問題について亀山へ家司を派遣したところ、光秀は雄琴荘代官(大寺寺・川野藤介)宛の究明の書を兼和に渡してくれた。三月一日兼和は早速光秀の書を代官に送付。そしてこの事件は十五日解決に向かう。大寺寺、川野藤介、磯谷新介の三人が与次を召し連れて兼和宅に到着する。光秀が「堅く申し付」けたため与次を連れてきたといい、赦免を請うた。そこで、兼和は三人に夕食を勧め、翌十六日、丹波国多気郡表に在陣中の光秀に対し、「与次の事を嚴重に仰せ付けられ吉田家に帰つてきたことは祝着」と家司を光秀のもとに遣わし、「軍陣御祓・手縄・腹帯」を贈つてゐる。手縄と腹帯は軍陣で使用する男性用の腹帯であらう。ちなみに光秀の娘玉子は、天正七年に長女「長」を生んでいる。<sup>(18)</sup>

このように光秀は、出陣、転戦で忙しかつたにもかかわらず、その援助で、吉田家は小姓の問題を見事に解決することができた。そして光秀は領内の行政を磯谷氏や雄琴荘代官と呼ばれる大寺寺氏、川野氏らの家臣に任せていたこともわかつた。吉田家の小姓が雄琴出身であることも、光秀との親密さの現れであらう。

兼和の妻の出自は武士佐竹氏である。兼和は妻の父佐竹出羽守とは予てより茶の湯の仲間であつたが、その出羽守とその弟左近允が丹波波多野に光秀に従い出陣してゐたので、兼和は五月十八日に留守宅を見舞い、六月一日には合戦で負傷した佐竹出羽守と左近允に見舞の使を出している。波多野氏は八上城の兵糧が尽きて落城し、四〇〇余人

が討ち死にしたという。城主波多野兄弟が捕虜となり、のち三兄弟は洛中を引き回しの上、安土城に押送され、六月八日に処刑されている。<sup>(19)</sup>

波多野氏の討伐に成功し、一旦坂本に帰った光秀を、兼和は六月十二日に訪れ、帷子一枚を持参し、小姓の問題で世話になった大中寺と川野の兩人に三〇疋ずつ銅銭を渡している。

その後、光秀はゆっくり休養する暇もなく出陣したのであろう。十月には兼和は「惟日(光秀)見舞」のため十一日丹波に向けて出発し、「本免」で一宿し、翌十二日氷上郡加伊原に(現兵庫県丹波市柏原町)至り、光秀に面会し、この日は佐竹出羽守の「小屋」に泊まっている。

出羽守が在陣中寄宿していた民家に泊まったのであろう。光秀への見舞を口実に、丹波までの旅をしていることがわかる。光秀の丹波・丹後平定が終了したのは十月二十四日であり、安土城の信長に報告に行った光秀は「しじら」百段を進上したことは前著で述べた。

光秀は天正六年からの荒木村重の信長への「逆心」事件には深く関わっていた。それまで信長の命で長女が嫁いでいた荒木氏との間の交渉役を務めたのだが、この年(天正七年)十二月、信長は在岡城を離れた村重に激怒し、荒木氏や重臣の妻子、臣下とその妻子、従者やその妻子を捕らえ、処刑あるいは「焼き殺す」という残忍な大量虐殺、「縁座」の実施を敢行する。<sup>(20)</sup> このような大事件のため、光秀には天正七年は過酷な年であったと思う。そうした年の瀬に、坂本城に帰っていた光秀を、十二月二十五日、綿一屯を持って兼和が訪れたことは、光秀にとっても一年を締めくくる安堵のひとつであったと思う。兼和が藤孝の元を訪れるのは二十七日で、光秀訪問の次であることにも

注意したい。その翌日二十八日に兼和は村井貞勝を訪れている。

細川藤孝との関係では、この年代、文化面での記述が多いのが注目される。天正六、七年に光秀が武将として猛烈に忙しくまた大きな軍功を挙げていたのに対し、藤孝は正月十六日、里村紹巴宅で藤孝が茶宴を催し、兼和に釜を借りており、二十一日には藤孝は佐竹氏と兼和を訪れたので、兼和は「風呂を焼」いている。二月三日山本加賀入道が藤孝に名香を贈ったことを、兼和が記しているのは、兼和にとって大切なニュースだったのであろう。六月十八日、藤孝は三条西公国に『古今集』を伝授している。いわゆる「古今伝授」である。このことも兼和は日記に記している。そして十二月二十七日、青龍寺(勝龍寺)城に藤孝を訪れ、歳末を賀している。光秀を坂本城に訪れた二日後のことである。このように、兼和のまなざしは、武将、最も信頼できる信長の重臣、坂本城主として光秀を見ているのに対し、藤孝は、先ず第一に当代一の文化人で、「古今伝授」の担い手としてであったことがわかる。

天正六、七年に交友関係が深まりつつあった第三の人物は村井貞勝である。貞勝が『兼見卿記』に初めて登場するのは天正三年である。十二月二日、村井貞勝が有馬湯治に赴いたことが記されている。貞勝は『信長公記』によると、天正元年に京都の「所司代」に任じられたとあるが、京都の行政は先述のように、足利義昭勢が信長に対抗している間は、主に光秀によって取り仕切られていたと考える。貞勝は光秀の代官的役割から出発し、光秀が武将として多忙になり始める天正三年ごろから、「所司代」の役割は村井貞勝に一元化され始めたの



で、『兼見卿記』にその名が登場したのであろう。

貞勝が明確に洛中の行政・司法の権限を發揮するのは、『兼見卿記』では天正四年七月からである。十六日貞勝は洛中に「踊」の興業を許可している。この所司代の許可を機に、お盆行事としての「踊」はこの年大いに盛り上がり、二十七日までの十一日間、毎夜のように「踊」が催され、他所から「踊」がこちらへ来ると、「踊の返し」をしに向かうという、楽しい盆行事が展開されている。

天正六年より兼和は村井貞勝、貞成父子の宅を訪問するようになり、七年二月二十日には、信長の東山での鷹狩に茶菓を馳走するようにとの依頼があり、二十一日、兼和の子息兼治が狩の御供をし、信長には「赤小豆餅」などを、列卒衆には「焼餅三百」を進上している。この茶菓の進上は二十六日にもなされた。公家衆一般に先んじて信長の情報を得たい兼和にとって、光秀からの情報提供がこれまで大きな役割を占めてきたが、この天正七年ごろから、情報入手は村井貞勝からに順次切り替えられ始めていることがわかる。貞勝にとつても、京都「所司代」としての務めは、兼和のような京都通・文化人と親しくすることで、より確実に成されたと思う。村井氏は天正三年の四条橋の普請を初めとして、天正七年以後、信長の指揮下で諸種の普請を指揮している。

天正七年の年末十二月二十八日に歳暮の礼のため貞勝を訪れた兼和は、領地「猪熊」の地子について相談している。

このように天正六、七年ごろには、兼和は親しい光秀には信長の重臣として、また坂本城主として親交を結び、藤孝には主として文化面

でその実力を尊敬し、村井貞勝には京都「所司代」として、特に京中の吉田領の管轄者として接していたのである。

### 三 天正八年の兼和の交友関係

本節では、光秀、藤孝、村井貞勝に限らず、天正八年（一五八〇）という信長全盛時代に、兼和がどんな人々と交友関係をもっていたのかを、平面的に切り取って述べることにする。

天正八年に兼和は四十六歳となっており、二月、誠仁親王から「堂上」公家となることを許されている。藤孝と信長は同年齢の四十七歳、光秀は五十三歳と推定される。兼和の子兼治はこの年十六歳で、念願の昇殿が十一月に許されている。

兼和は公家で神祇官を務める家柄であるから、公家の義務として内裏への宿直当番があり、行事への参加や御所の普請や掃除に人夫を出したり、万灯籠を献上することなども勤めなければならなかった。そして必要に応じて「禁裏御祓」を実施している。それ以外の個人的な交友関係について、まず公家階級から見っていくと、兼和が最も頼りにしていたのは、勸修寺晴豊で、兼治の昇殿を誠仁親王に取りなしてもらうためにも、勸修寺家を狸を持参して訪れたり、勸修寺尹豊（晴豊の祖父）から依頼された御祓を勤めたりした甲斐があり、十一月六日兼治の昇殿が叶っている。この時兼和は、これはひとえに「勸修寺尹豊、晴豊、若御局（誠仁親王妃勸修寺晴子）」の勸修寺一族を頼ったおかげであると、日記に誇らしく記している。<sup>(21)</sup> 兼治昇殿のお礼のための参

内については衣服を含めて詳しく記し、誠仁親王を初め、若宮(和仁王)から女官衆にまで、お礼の品を持参して挨拶に行ったことを書き置いた。<sup>(22)</sup>

この記念すべき昇殿の日以外に記される、兼和が親しくした公家や女房衆は、近衛前久、舟橋国賢、二条昭実、日野輝資、大典侍局(万里小路氏)、上藤御局(花山院家輔養女・実父は二条尹房)らである。彼らが病気になった時は、吉田家から清祓を行い薬を進呈し、六月には瓜を、十月には吉田郷の特産品である大根を贈っている。また日野輝資から『公卿補任』の書写を依頼されると、十八日後に仕上げた渡している。<sup>(23)</sup>

武士に対しては、信長に関する記述が最も多い。正月二十五日、兼和は安土に下向し、松井有閑を通じて信長に礼問し、有閑宅で朝食をとったり、細川昭元と共に小座敷で信長から茶の接待を受け、名物を見せてもらった。このとき茶を点てたのは有閑である。その後表座敷で葛、素麵(いっさん)で一盞(さかづき)を受けている。しかしその後大雨となつたため安土に滞在し、二十七日に帰宅している。

こうした信長の歓待を受けたため、その後兼和は信長の送り迎えや東山での放鷹に伺候することに精を出し、下御所(二条御所)にも参じ、竹簾を進上したりしている。七月四日にはその二条御所の見物も叶い、信忠とも対面することができた。八月に、誠仁親王と信長が典侍冷泉氏のことで険悪になったとき、誠仁親王妃(勸修寺晴子)から密かに親王のために祈禱してほしいと依頼されたのに応えている。誠仁親王とその妃に対しては祈禱を行うことで応じている反面、信長への奉公も

忘れず、若狭の商人から無塩の鮭を買って信長に持参したので、「珍物」であると褒められ、「尤仕合満足了」と記している。<sup>(24)</sup>

明智光秀とは、この年四回会っており、正月十七日光秀に百疋を持参して礼問し、その後信長の城安土城を訪れている。正月の訪問では光秀のほか「妻木」氏に五十疋と祓を持参している。この妻木氏は前年の日記に「惟任(光秀)姉妻木」あるいは「妻木惟向州妹」とある人のことであろう。光秀の姉妹、あるいは妻である熙子の姉妹であると思われ、この人がのち信長の側室として登場する女性であろう。

二回目、三回目の訪問は閏三月十三日と二十八日で、いずれも坂本城の普請見舞のためである。二十八日には兼治を連れていっており、夕食をごちそうになり、「普請大惣驚目了」と立派な城普請に驚いている。

四回目の訪問は十一月十四日である。光秀を見舞うため綿一屯を持参して坂本を訪れたところ、光秀は出かけるころだったので、門外で対面し、奏者の磯谷新介に二十疋を渡して帰っている。

この間の二月十三日、光秀は丹波天寧寺旧記を認め、軍勢の陣取等を停止させていることからみて、<sup>(25)</sup>前年来の丹波経略に余念のなかつたことが伺える。

細川藤孝とは、藤孝が二月五日に勝龍寺城からやってきて、『古今集』について相談しているように、古典研究上のよき友として行き来し、交友関係を温める状況が続いている。こうした友人藤孝が八月、信長から丹後国を拝領したので、兼和はこれを賀して「大將軍鎮札」「百度祓」を贈っている。<sup>(26)</sup>先年来の明智光秀と細川家の協力による丹

波・丹後平定がようやく成ったことによる、細川家の丹後拝領である。その後もしばらく藤孝は青龍寺城に住まっていたようで、安土城への礼参の行き帰りに兼和を訪れ、また城に帰っており、十二月になっても、兼和は青龍寺城に藤孝を訪れるという関係が続いている。

所領猪熊の地子<sup>27</sup>のことで、兼和は四月五日に村井貞勝を訪れている。そこで村井貞勝には五百疋を持参しているのに対し、奏者である二人の村井氏(おそらく二人の子息のことであろう)に二百疋ずつ、女房(貞勝の妻)に百疋を持参しているのは、訴訟解決のための援助を期待してのことであろう。もちろんこの銅銭は「猪熊地子銭」から支出した。

しかし相論は十月にも再燃したのか、平野社の神主平野兼興から奉行を替えて貞勝へ再度訴えがあった。だがこれも吉田家側の勝訴に終わったようで、日記には「悉相済了」と書かれている。このように貞勝は、一族を動員して、信長の京都所司代としての役割をよく務めていた。後に本能寺の変で、村井貞勝とその子息二人が信長に殉じて討ち死にしたのは、生前の信長からの信頼に応えたものと考ええる。十二月に貞勝に「病」の記事が見えるのは、気になるところである。

兼和がこの年に交友関係を築いていたその他の人々は絵師狩野宗玖(扇に絵を描いてもらう)、奈良茶筌を持参した紅屋宗於、多武峰如々院の茶湯坊主少将、塗師、謡本作成を頼んだ淵田与三郎など、やはり趣味、文化に関する幅広い人名が出現する。そして医者に関する記述も多く、医師として「目薬師千阿弥」、寿命院秦宗巴、腫れ物治療を頼んだ「洞春」、歯痛の治療を受けた「進藤豊後守」など、天皇家の侍医から町医者まで多くの医師が登場する。

兼和の暮らしは、朝廷へのご奉仕を第一義としつつ、光秀や藤孝との交友関係から派生した信長政権への接近により、村井貞勝との交友関係も確立したことがわかる。また日常生活のなかでの病気や物のやりとりから、医者や工芸家、茶の湯に秀でた者や道具製作者へと、その交友関係は、当時の文化を通じて大きな広がりを持っていたことがわかった。

#### 四 天正九年の兼和の生き方と交友関係

『兼見卿記』は天正九年の部分が正月から九月十一日までしかなく、天正十年は正月から六月までの「別本」(以下「別記」と称す)と、一年分が記された日記(本記)との二種類が存在する。そして、天正十一年からは、再び通年の日記として残されている。「別本」が本能寺の変発生時の記事で終わっていることにこそ、光秀と親しかった兼和の、世上の評価に対する配慮が現れていると思う。

天正九年(一五八二)正月十三日、正月の挨拶のため坂本城に光秀を訪れた兼和は、磯谷新介を以て案内を乞うたところ、細川丹波守が光秀の家臣として現れ、光秀は「早々下向過分也」と年始の挨拶に対し礼を述べたあと、近日「所労」(病)で臥せているので、対面しないと断っている。そのため「御祓」と銭百疋を細川氏に渡して帰京した。十日ほど後の正月二十五日、光秀から書状が来て、このたび信長は上洛して「御馬汰」(馬揃え)を挙行することになった、光秀に対して「御分国悉可罷上之旨被仰付日向守」、また「御分国其外公家衆陣参

之衆」に対して罷出るべき旨の御朱印が出ていると、「朱印状」の案文を添えて知らせてきた。つまり光秀は京での馬揃え執行の「奉行」となっており、公家衆に対しては、光秀の判断で吉田兼和に一足先に知らせていることがわかる。この書状に驚いた兼和は、自分は参加すべきではないので、翌二十六日坂本に出向き、馬揃えへの参否如何を問うたところ、光秀は「兼和に触れたのは光秀の一存であり、急に準備するのは難しいだろうから、気遣いのため」知らせたと返答した。そこで兼和は馬揃えへの参加の「免除」を乞い、もしも信長から叱責を受けたりしたときは取りなしてほしいと頼むことも忘れなかった。

このように兼和は、光秀から信長の動静や公家衆への布達をいち早く知らせてもらう窓口になっていたのである。しかし二十六日にも光秀は病のため対面がなく、細川丹波守をもって指示が伝えられている。つまりこの時期、光秀は自らの体の不調を押して馬揃えの奉行を務めていたことがわかる。

二月一日にも兼和は光秀を訪れようとしたが、「川原」で光秀に会ったので、そこから帰ることにし、光秀を白川辺まで送る間に「種々雑談」をし、白川から吉田郷に帰り、松井友閑や近衛前久、徳大寺公維を訪問している。光秀から得た情報を親しい松井友閑や公家たちに知らせたのであろう。

この二月二十八日に行われる馬揃えの準備に、兼和は以後忙殺されている。小笠原貞慶から「シツカ(静)烏帽子」と腰帯を借用したいと頼まれたので、持参したり、村井貞勝が馬揃えのために仕立てた道具を見に行ったり、近衛前久が騎乗する馬が坂本から牽かれてきたのを

見たりしている。信長は二十日に入京するとの飛脚が来たので、信長を山科で出迎えるなど、連日準備に余念がなかった。内裏の東に造る馬場の工事には、「上下京罷出」とあるので、公家社社管轄下の民衆が動員されたのであろう。南北四町、東西一町余の馬場は二日でできあがっている。入京し本能寺に宿泊している信長に、兼和と子息兼治が対面し、狩野の描いた扇十本を取次の有閑を通じて進上している。

二十三日には藤孝に頼まれ、光秀・松井有閑・藤孝が吉田の春日馬場で騎乗したので、その従者たち二百人余の夕食を兼和は提供したり、村井貞勝の要請で禁裏巽角の小社を天満社の近所に遷座させている。この遷座も新馬場普請のための移動である。二十五日には光秀の女婿津田信澄と信長の小姓「森御乱」(長定)を訪問している。馬揃えに参加するため京に集まってきた要人たちと、この機会に親交を結んでおきたいための訪問であろう。

二十七日、翌日の馬揃えを見物するため、兼和は万里小路充房第に宿をとり、兼和の妻は「知慶院」に宿泊している。

二十八日、未明に衣冠を正して兼治と共に幄屋(幕を引いたあずまや)に出かけると、天皇の御座は一段高くこしらえられ、北側に摂家以下公家衆が、南側に女中衆(女房衆)が伺候していた。辰の刻(午前八時)「馬汰」(馬揃え)が始まる。その様子を「各尽結構」、「中々筆短(端)に述べ難き也」としつつ、信長より先に牽馬六匹がいてその次は立烏帽子・黄衣・白袴・紅梅小袖の者が二十一人などと描写し、「希代此事也」と記している。公家で騎乗したのは、烏丸光宣、日野輝資、正親町季秀らであった。この日の馬揃え見物の札を述べに、翌二十九日

に兼和は信長の元を訪れ、続いて三月三日にも信長に伺候している。

信長は二月の馬揃えに気をよくしたのか、三月五日に京で二回目の「馬汰」を行う。この度は誠仁親王と女房衆がお忍びで見物しており、馬数は七百余で、公家衆は騎乗せず、信長の御馬廻衆のみが行進したという。

こうして京都に二十日しか滞在していないのに、信長は二度の馬揃えを挙行して、三月十日未明に安土に帰っている。

四月十二日、光秀は藤孝・忠興父子に招かれて紹巴と共に宮津に出かけた。天橋立を遊覧し、連歌と茶を楽しむ旅行であった。<sup>(28)</sup>馬揃えという大役を果たした光秀にとって、安堵とともに好きな茶の湯と連歌を堪能した、忘れられない旅行であったといえる。

四月十七日、丹波国桑田郡宇津より光秀の書状が兼和のもとに届き、宇津城で井戸を掘るので、「河原者」「山」と共に急ぎ来るようにと言ってきた。作庭に長け、専門的知識豊かな、京都の山水河原者について精通している兼和の援助を期待したものであろう。

六月二日、これも『兼見卿記』にはないが、光秀は軍律(軍法)を定めている。「丹波御霊神社文書」に残るこの軍律は、十八条に及び、百石刻みで石高に応じて家臣の軍役を定めており、実務に堪能な光秀の性格をよく表すものである。丹波の国主としての営みが順調に進んでいることを示すものであろう。

四月以降『兼見卿記』には九月まで光秀に関する記述はない。しかし右のように光秀は丹波の国主として、法に基づく統治体制を構築し始めていたことがわかる。兼和は九月の日記の終わりまで、細川幽齋

と忠興の動静を伝えるほか、京中の出来事や風流、勸進能のことなどを記すのみである。京では馬揃えの後、平和な時間が流れていたことがわかる。

しかし、光秀のまわりでは、光秀の姉妹あるいは妻の姉妹で、信長の側室になっていた女性「妻木」氏が八月に亡くなっている。これまでも二度『兼見卿記』に登場し、この年五月中頃には京で病の治療をしていた人である。<sup>(29)</sup>この女性が死んだことで「向州(光秀)無比類力落也」と『多聞院日記』にあるので、十カ月後の本能寺の変にこの人の死が影響を与えた可能性は十分にあると思う。

九月四日、信長は細川氏の領国として認めていた丹後について、明智・細川氏によって平らげられた丹後の一色満信、矢野藤一郎の知行分を割き、藤孝と光秀に分かち与えた。<sup>(30)</sup>一色満信とは義定のもので、細川氏と共に激戦の末、光秀が苦勞を重ねて斡旋し、和議をもって従わせた、かつての守護大名家である。前著で述べたように、天正八年段階には、丹後の与謝、加佐二郡は細川氏、中、竹野、熊野三郡は一色氏の支配下にあるという状況であった。この状況をもたらしたのは、光秀の調略によることはあきらかである。明智、細川氏と一色氏との講和の証として、光秀の仲介で、藤孝の娘伊也(伊彌)が一色義定に嫁したのは天正九年五月である。<sup>(31)</sup>

しかしこの体勢は九年九月のこの信長の司令によって破られたことがわかる。光秀の努力が水泡に帰したことにもなる。後、本能寺の変のとき、一色氏が光秀の呼びかけに応じ、光秀に加担したのは、一色氏の信長への怒りと旧領回復の願いに基づくものといえる。矢野氏も

この地の国人領主で、一色氏支配下の加佐郡奥山城にいて、一色氏同様本能寺の変では、光秀方に加担するのである。

この年(天正九年)十月、光秀の女婿明智光春(秀満)は旧来の如く丹波天寧寺に対し諸役を免除するという文書を発給している<sup>(32)</sup>。この文書の存在から、坂本城を本城としつつ信長の命で東奔西走しなければならぬ光秀は、丹波統治の代官として光春を構想していたことがわかる。そして六月に軍律を定め十二月には家中に対する五箇条の法度を制定し、丹波国宇津領内の年貢請取状を自らの名で発給している点からみると、<sup>(33)</sup>光秀は信長の重臣としてのさまざまな仕事と共に、丹波支配に全力を傾けようと努力していたさまが見えるのである。

五箇条の法度の中で、真つ先に挙げたのは織田家の宿老や馬廻衆とすれ違う際は、脇に寄り、慇懃に相手を先に通すことである。秀吉など他の宿老や馬廻衆に対する礼儀を重んじることをあげるのである。また洛中に対しても、坂本―丹波往来時には、北辺(紫野・白河経由)か南辺(大津・渋谷経由)を通ることや、洛中洛外での遊興は禁止するとし、道路で他家の家臣と喧嘩したならば、理非にかかわらず成敗すると、喧嘩両成敗法を加えている。

このように見てくると、天正九年の光秀は、『兼見卿記』に描かれる記事の数倍の活動をしていたことがわかる。信長の重臣として馬揃えの挙行を布達し、そのことを親しい兼和に知らせるなど、大きな務めを果たすほか、丹波国の経営では、法と道理に基づく領国支配を打ちたてていたことがわかる。しかし自身の健康は万全ではなく、姉妹で信長側室であった「妻木」の死にもあい、丹波・丹後の一色氏や矢

野氏との講和実現も、信長の意思と齟齬をきたしはじめたことを実感していたことが知られる。光秀にとっては、天正九年は、ようやく領国主として、また信長の重臣としての働きが軌道に乗り始めたにもかかわらず、丹波経営における信長の意図との齟齬にみえるように、信長の天下平定策と、自らの追求してきた「調略」を駆使しての和平路線との差を、強く感じ初めた年であったといえよう。

兼和と藤孝の交友関係は、光秀のそれに比較すると、簡潔である。正月六日に藤孝が兼和を訪れ、坂本で光秀が連歌を興行することなどを雑談して帰ったので、そのニュースに基づき、兼和は十三日に光秀を坂本に礼問している。六日には藤孝は供の者十四、五人を連れていたとある。

正月十六日には京で洪水が発生したためか、忠興が安土から上洛してくる途次、浅瀬の「案内者」を一、二人送ってほしいと言ってきたのに応え、五、六人を遣わしている。

二月に入ると、一日の光秀の迎えの後、七日に藤孝と会い、二十三日には、藤孝依頼の光秀・松井有閑・藤孝の吉田春日馬場での騎乗の世話をし、夕食まで提供していることは前述した。

次に藤孝に会ったのは馬揃え後信長が安土に帰った三月十日であり、そして四月十二日、藤孝が光秀と紹巴を宮津、天の橋立に招待した件に繋がるのである。この丹後紀行は、光秀と藤孝の交友関係が連歌と茶の湯を基本とする日本の古典全般に及ぶ広い文化的絆によるものであったことを雄弁に物語る。紹巴は死の前に長子玄掲に「古今伝授」を行ったことでも知られる連歌師であるからである。

六月二日、丹後から松井康之、米田ら細川家の重臣加判の折辱が来て、忠興が急病になったと吉田盛方院浄勝の downward を要請したのを受けて、兼和は浄勝のもとへ使者を派遣し、これに応えている。七月初めに浄勝が兼和の元を訪れ、十二日には藤孝が安土からの帰りに来訪し、金一枚を贈っているのは病氣平癒のお礼であろう。

九月四日の信長の司令は、光秀のみならず藤孝にも大きな衝撃を与えたことであろう。しかし一色氏・矢野氏に手を焼いている細川氏としては、一色氏に伊也(伊彌)を嫁がせたとはいえ、信長の指示による丹後検地の実施とそれに基づく丹後拝領によって保証された丹後支配のために、旧勢力を排除したいという思いがあり、その機会を伺うこともあっただろう。前者で述べたように、のち本能寺の変後の天正十年九月、一色義定(義有)が細川氏によって謀殺される背景は、細川氏の丹後拝領に根ざしていたことがわかる。

細川氏は天正九年十月には、成相寺に土地を寄進したことをはじめとして、多禰寺、観音寺に寺領を安堵している。<sup>34</sup> 信長の指示に従って検地を実施し、信長の力を背景に丹後を領国とした細川氏は、それまでの平定戦で光秀の協力を仰いできたとはいえ、自力での丹後平定がようやく眼前に展開し始めたのが天正九年という年であったのではなからうか。

## 五 天正十年、本能寺の変直後までの兼和と光秀、

### 藤孝

次に検討するのは、天正十年本能寺の変直後までの兼和と光秀、藤孝の関係である。『兼見卿記』に限らず、他の史料も組み合わせつつ、時間軸に沿って三人の動きを俯瞰してみる。

正月五日藤孝が丹後から上洛し、紹巴の連歌に赴き、八日に藤孝・忠興父子が揃って銅銭などを持参してやってきたが、すぐに坂本の光秀のもとに下向していった。十一日、坂本から上洛した藤孝と連れだって、兼和は禁裏に参賀し、ついで近衛前久、村井貞勝、曇華院聖秀女王らに参礼した。十二日、藤孝・忠興は兼和、一庵(横浜良慶)と共に吉田牧庵亭で茶の湯を楽しみ、十三日になって細川父子は山崎に下向していった。

兼和が光秀のもとを礼問したのは、二十日である。御祓と百疋を持参し、坂本城の「小天主」で光秀と対面し、茶の湯と夕食をごちそうになり、「種々雑談」してその日は暇乞いをしたが、光秀は上機嫌だったと兼和は記している。<sup>35</sup>

三月初め信長に従って光秀は多勢を率いて武田氏との決戦に向かう。出発の前日四日には、兼和は家司鈴鹿氏を光秀のもとに下して、「軍陣祓」と「ゆかけ一具」を進呈している。兼和の配慮に対し、光秀は「祝着」の由返事をしている。この信長の率いた軍勢の中にいたのは、光秀の外、筒井順慶、細川忠興らであり、近衛前久まで信長軍に加

わっていた。

武田勝頼父子と信豊の首が京に届き、獄門に懸けられたのは三月二十二日である。翌二十三日、兼和はさつそく「森御乱」（長定、近衛前久、光秀、村井貞成それに佐竹出羽守に手縄・腹帯などを進上している）。

五月十二日藤孝父子が上京して「蹴鞠」を興行し、翌日藤孝は安土へ下向していった。十四日徳川家康が安土城に到着したので、信長は光秀に接待のための「在荘」を命じている。十七日、信長は備中で毛利氏と対戦している秀吉の要請で、自ら秀吉を援助しようとして、光秀に軍司として先に出陣することを命じ、坂本に帰り、準備させるという決定を下す<sup>(36)</sup>。家康接待の終わらないうちに、光秀は新たな命を受けたのである。

五月二十六日、光秀は坂本を出発し、もう一つの居城亀山に帰ってくる。その途中愛宕山で連歌会を催し、「ときは今あめが下知る五月哉」の発句を詠んだのである。いっぽう信長は二十九日、近臣数十人（『信長公記』によると小姓衆二、三十人にすぎなかったとする）を連れて入京し、本能寺に陣を取った<sup>(37)</sup>。兼和は例の如く信長の「御迎」のため山科に出かけたところ、信長は申の刻（午後四時）ごろ上洛したが、その前に「御迎各無用之由」<sup>(38)</sup>森蘭丸が伝えたので、急いで帰宅している。

六月一日、信長の元へは「諸家」が礼問しており、信長は各人に対面している。兼和は一日には神事を挙行しなければならなかったので、翌日礼問することになっていた。

二日早朝、信長の屋敷である本能寺が放火されたと告げる者があつ

たので、門外に出てみると、それは確かな知らせであったことがわかる<sup>(39)</sup>。「惟任日向守」が「謀反」を企て、「丹州」より人数を以て取り懸け、信長を生害した、と兼和は記している。この「謀反」の部分は本記」にのみ記されていることも注意を要する。その次には、妙覚寺を陣所とした信忠の「生害」と寺の放火、「馬廻数輩」や「村井親子」（貞勝・清次・貞成の討死を記し、合戦や放火に対し「洛中・洛外驚騒畢」（別記）と、京中の人々の驚愕のさまを記し、その後光秀は大津へ向かったと書いている。そしてこの路地で、「別記」にのみ見えることだが、兼和は粟田口辺まで乗馬で向かい、光秀と対面し、「在所之儀（義）万端頼人之由申畢」と記してこの日の日記を終えている。これまで光秀と親しくしてきた兼和にとっては、所領安堵を頼んでおくことは、子孫に書き残されなければならない大事であったと思う。

三、四日の両日条に、「江州悉日向守に属す」とあるように、光秀は近江を攻略し、五日安土に入城したとの噂が届いた。六日、本能寺の変の時に二条御所から「上之御所」（禁裏へと逃れていた誠仁親王から呼び出され、兼和が光秀への「御使」として下るべき旨を仰せられ、「緞子一卷」を手みやげとして受け取り、七日に安土に向かうことになった。

七日兼和は家司五人、中間四人、人夫二人を連れて弓も持たせ、妻の父・佐竹出羽守家の新八を連れて安土城に到着。新八は「案内者」であるという。おそらく光秀一族のことをよく知っている、あるいは光秀配下として合戦に参加したことがある人物だったのであろう。この新八に「案内」させて登城したが、門外でしばらく待たされ、よう



やく面会が叶った。このとき「別記」には光秀が「今度謀反の存分」を語ったとあるが、「本記」にはこれはない。光秀に朝廷の「御使」であることを伝え、緞子を渡し、兼和からの進上物として「大房鞆（馬の尾にかける紐）」を渡している。この日は町屋に「一宿」したが、大勢でやってきたこともあって、「錯乱之間不弁（不便）之為躰」（「別記」とあり、さらに「本記」には「迷惑了」を書き添えている。「別記」と、後で書き直したと思われる「本記」では、書き方が異なることがよくわかる。

八日光秀の先勢が山科・大津に陣を取り、光秀から自書で兼和の宅に来ることが告げられた（「別記」）。九日光秀が自筆の折紙を兼和の元へ届け、上洛して兼和邸に入る（「別記」）。兼和ばかりでなく「公家衆・撰家・清華」や、京の「上下」衆が「残らず迎えるため」白川・神楽岡辺に出てきていた。<sup>(40)</sup> 兼和邸で光秀は禁裏及び誠仁親王に銀子五〇〇枚を、五山及び大徳寺に銀子一〇〇枚ずつを、兼和に五〇枚を寄進する。<sup>(41)</sup> これに対して兼和は「不寄存知仕合也」（「別記」と喜び、夕食を差し上げてもてなしている。この夕食には里村紹巴などが相伴していた。夕食後光秀は下鳥羽の陣に移動し、兼和は光秀が進上した銀子を禁裏へ持参すると、女房奉書が光秀の陣に対しもたらされた。

右は九日までの『兼見卿記』の記事である。本能寺の変の直後、兼和が光秀への朝廷からの使者として安土城に向かい、対面時に「謀反の存分」が語られたことを記しているのは、それまでの光秀と兼和の親交の厚さから領ける。また光秀が入京後兼和邸を訪れ、朝廷や五山、大徳寺などへの献金を兼和に託した点も重要であろう。兼和はこれま

で、光秀の朝廷への接近の窓口を務めてきたからである。兼和にとって光秀が信長への取りなしの窓口であったために特に親しくしていたのと同様、光秀にとって兼和は朝廷対策の重要な窓口であったのである。

『兼見卿記』以外の史料も動員して、六月二日から九日までの光秀の動きやその影響をさぐると、本能寺・妙覚寺で信長父子を討ったあと、光秀は近江に入り、勢多城の山岡景隆を誘うと、景隆は居城を焼いて退去したので、光秀は坂本城に入り、美濃の武将西尾氏、氏家氏を味方に付ける調略にとりかかる。一方安土城にいた蒲生賢秀は信長の側室などを奉じて日野に退いている。光秀はまた京都近郊の大山崎に対し、三日に早くも禁制を掲げ、軍勢などの乱暴狼藉を禁じ、大山崎が光秀の支配下に入ったことを天下に示す。六日には光秀は近江多賀社に禁制を下している。<sup>(42)</sup> そして朝廷などに銀を献上した九日には、旧知の信頼篤い姻族でもある細川藤孝父子を誘い、また筒井順慶を誘うのである。しかし細川氏も筒井氏も光秀に加担しなかった。<sup>(43)</sup>

『兼見卿記』によると、六月十日光秀は撰津（本記）では河内を攻め、十一日下鳥羽に退き、淀城を修築する。十二日には京周辺在所の「構」を普請させており、これに白河、浄土寺、聖護院は人足を出して「合力」している。またこの日、青龍寺の西で「鉄砲軍」があったことを記して、「別記」は終わっている。「本記」はこれに続いて青龍寺の西在所が秀吉方から放火されたので、吉田郷の近所の衆は驚き、普請をやめ、在所に帰ったと書いている。

右のように本能寺の変の直後の約十日間の記事を比べると、「別

記」には光秀に対して同調し、同情している様子が明確にうかがえた。兼和が光秀のもとへ向かう勅使に任じられたのも、それまでの光秀との親密な関係から当然であると考ええる。しかし光秀が秀吉勢に討たれたことを機に、六月十二日までの日記を、事実関係を主に、光秀への同情を省いて書き直したのが「本記」であったと考える。

このことは「別記」ではなく「本記」のみに記された十三日条からより明らかになる。十三日条には山崎合戦で光秀が敗軍し、青龍寺城に籠もった件について「天罰眼前之由流布了」と記し、落人はここ（吉田郷）には一人も来なかつたが、堅く門を閉ざし、門内で「用心」していたと、恐れおののいている記述がある。そして十三日以後の兼和の筆致は、光秀没落後の京の支配者・羽柴秀吉への配慮に傾いている。翌十四日に、光秀からの銀子を兼和が朝廷へ取り次いだことを信孝方から難詰されると、兼和はこのことを誠仁親王に愁訴すると共に、施薬院全宗を訪れ、羽柴秀吉への取りなしを請うのである。

## おわりに

元亀元年八月から、天正十年六月十四日ごろまでの『兼見卿記』の記事を軸に、その他の史料を加えて、神祇大副吉田兼和の当代の生き方と交友関係について考察してきた。その中で兼和にとって最も重要なことは、武家政権下の公家として、どうすれば吉田家を存続させられるか、子孫に家職を継承させられるかであったように思う。朝廷が政治的にも経済的にも足利氏、織田信長、次いで羽柴秀吉の援助に頼

らざるをえなかつたこの時代、吉田家が信長に接近するために、坂本に居て京中支配を信長から任されていた明智光秀と特に親交を温めたのは、当然の成り行きといえる。光秀は信長の入京などその動静を真つ先に兼和に知らせてくれる友人であると共に、藤孝や紹巴と共に連歌と茶の湯を楽しむ親友でもあったのである。

それに対して藤孝は、兼和にとって、武将としてよりも当代一級の文化人で古典に通じているばかりでなく能や蹴鞠に至るまで博識の、尊敬する友人であったといえよう。

本能寺の変後、光秀がいなくなつたあと、藤孝の娘伊彌（伊也）を子息兼治に再婚させたのも、藤孝と兼和の元亀、天正年間前半からの親交によるものであろう。二人の婚姻は本能寺の変から九ヵ月後の天正十一年三月二十八日になされるのである。

『兼見卿記』の記事を検討することで見えてきた最も重要な点は、当代の公家や武家は、政治の動きに敏感であり、その波に飲み込まれないように智恵を働かせ、親類縁戚から交友関係まで利用して生きていたことである。しかし政治一辺倒の生き方ではなく、吉田兼和の場合、家職は勿論、趣味をも大切にし、年中行事を楽しみ、親しい人々には節季の贈り物を欠かさない生き方をしており、その過程で、名手や腕のたつ職人や医師と、幅広く交流していたことが明らかにできたとと思う。

特に、天正七年二月に兼和が信長の列卒衆に対し、月に二度も「焼餅」三百を準備したり、天正九年二月に光秀らの従者二百人に対して夕食を進呈したりできたということは、京の町での商人による商業の

発展の大きさを推測させる。

しかしこのような幅広い交友関係が温められるのは、合戦のない平和な京都が実現された時期に限られたことも忘れてはならない。

注

- (1) 史料纂集『兼見卿記』第一、第二(統群書類従完成会、一九七二、一九七六年)。
- (2) 清原家については拙著『細川ガラシヤ 散りぬべき時知りてこそ』(ミネルヴァ書房、二〇一〇年)参照。
- (3) 天理図書館所蔵『兼右卿記』。
- (4) 『兼見卿記』第二(注(1)参照)。
- (5) 注(2)書参照。
- (6) 注(2)書参照。
- (7) 注(2)書参照。
- (8) 元龜三年十二月十一日条。
- (9) 元龜三年十二月二十四日条。
- (10) 注(2)書参照。
- (11) 元龜四年(天正元年)六月二十八日条。
- (12) 注(2)書参照。
- (13) 注(2)書参照。
- (14) 注(2)書参照。
- (15) 天正四年五月二十三日条。
- (16) 天正四年十月十日、二十四日条。
- (17) 注(2)書参照。
- (18) 注(2)書参照。
- (19) 注(2)書参照。
- (20) 注(2)書、拙書『日本中世の女性』(吉川弘文館、一九八七年)参照。
- (21) 天正八年十一月六日条。
- (22) 天正八年十一月八日条。

- (23) 天正八年二月四日、二十二日条。
- (24) 天正八年八月二十五日条。
- (25) 『天寧寺文書』(『新修亀岡市史』資料編第一巻に所収、亀岡市、二〇〇四年)。
- (26) 天正八年八月六日条。
- (27) 天正八年十月三日条。
- (28) 注(2)書参照。
- (29) 天正九年五月十六日条に「妻木依所労在京也」とあることによる。
- (30) 『多聞院日記』第三巻(角川書店、一九六七年)に、この年八月に死去した「惟任ノ妹御ツマキ」とあるのはこの妻木氏であろう。
- (31) 『細川家記』(汲古書店、一九八八年)。
- (32) 注(2)書参照。
- (33) 『武家家法』一〇二七条(『中世法制史料集』第五巻武家家法Ⅲ所収(岩波書店、二〇〇一年)、『御霊神社文書』、『天寧寺文書』など)。
- (34) 『成相寺文書』、『多福寺文書』、『東大浦寺観音寺文書』。
- (35) この日坂本城で奏者をつとめたのは「出羽守弟弥吉」であったと記している。妻の父の弟である佐竹氏が光秀に仕えていたことが明らかになる。
- (36) 注(2)書参照。
- (37) 注(2)書及び『言経卿記』(大日本古記録『言経卿記』岩波書店一九五九年)など参照。
- (38) 「本記」五月二十九日条。
- (39) 「本記」六月二日条。
- (40) 京の「上下」衆が迎えに出たことは、「本記」にのみ記されている。
- (41) 但し「本記」には五山への銀子が足りなかったため、吉田家への五十枚のうち、二十枚が借用されたと記されている。
- (42) 『多聞院日記』(前掲)、『改訂信長公記』太田牛一著、桑田忠親校注、新人物往来社、一九六五年)、『離宮八幡宮文書』、『多賀神社文書』など。
- (43) 注(2)書参照。